

学校プールについて②

1 学習指導要領に記載された内容について

学年	領域名	内容
1・2	水遊び	・ 水の中を移動する運動遊び ・ もぐる・浮く運動遊び
3・4	水泳運動	・ 浮いて進む運動 ・ もぐる・浮く運動
5・6	水泳運動	・ クロール ・ 平泳ぎ ・ 安全確保につながる運動

※学校の実態に応じて背泳ぎを加えて指導することができる。

※適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については、必ず取り上げること。

2 学習指導要領改訂の方向性

- ・ 1～4年生を「水遊び」とし、全ての児童の「好き」「楽しい」「やってみたい」等の気持ちを丁寧に育てる。
- ・ 安全確保につながる運動や心得は、実際の対応力に繋げるため「水に触れる機会を通して学ぶことが重要」と明記。

3 第8回審議会で出された主な意見について

- ・ 学校指導要領で規定されている以上、プールの設置は必要なのではないか。
- ・ 学校プールは基本的に設置しなくていいのではないか。
- ・ 自校設置は着衣泳の授業など授業の幅が広がる。
- ・ 移動が伴う場合、移動時間を考慮すると実際にプールに入れる時間を十分確保することは難しい。
- ・ 屋外プールの場合、日差しを避けられるシェードの設置が必要。シェードについては耐用年数やメンテナンスについても考慮する必要がある。
- ・ 令和8年度は、年8～10時間程度水泳の授業を実施できているが、令和7年度は酷暑の影響により、年6時間の授業実施となったケースがある。
- ・ 民間委託は、事故のリスクや移動の負担など考慮する必要がある。
- ・ バス移動の場合、乗降スペースの確保が難しい。
- ・ 移動する場合は、管理職の引率が必要。
- ・ 各学校の実情に応じて、自校設置、拠点校設置、市営プール利用、民間委託などそれぞれ

れ選択ができればよい。

- ・学校プールは防災面における役割について、防火水槽や、貯水ピットがあるということだが、消火の際など、プールがあることに越したことはない。
- ・民間委託は、事故のリスク、プール事業者やバス事業者撤退など、持続性の面でリスクがある。
- ・気温に応じた塩素濃度の管理、近隣住民へ配慮した水位の調整、閉庁日後など藻が発生した場合の清掃など、教員の行う仕事は多岐にわたり、負担がある。
- ・拠点校実施がよいと思っていたが、移動や各種調整、拠点校の負担等の課題があることがわかった。

4 第8回審議会を踏まえた学校プール方針案について

(答申 記載案)

学校プールについては、自校設置のほか、市営プール・民間プール・複数校での共同利用など、各校の実情に応じて計画立案の際に検討します。なお屋外にプールを設置する場合は、シェード設置などにより酷暑対策を図ります。

(具体的な検討の例)

特に徒歩圏（徒歩5分程度圏内）にプール施設がある場合には実施可否を検討する。

例：近隣に民間プールがある

…自校にプールを設置せずに民間プール活用することを検討。

隣接する学校がある

…どちらかの学校を拠点校とし屋内簡易温水プールを設置し共用化することを検討。